

小鹿野町立小鹿野小学校

いじめの防止等のための基本的な方針（概要版）

* この概要版は、本校が策定した「いじめ防止等のための基本方針」を関係者に周知していくことを目的として、内容をわかりやすく要約したものである。表現方法や詳細な取組については、「いじめ防止等のための基本方針」の原本が正式なものである。

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1 小鹿野町立小鹿野小学校基本方針の策定 | 1 |
| 第2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方 | 2 |
| 1 基本理念 | |
| 2 いじめの定義 | |
| 3 学校の責務 | |
| 4 保護者の責務 | |
| 第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 3 |
| (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 | |
| (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置 | |
| 第4 重大事態への対処 | 6 |
| (1) 重大事態への対処の流れ | |
| 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 7 |
| <資料> 年間行事予定 | |

はじめに

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。同時に、いじめとは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは決して許される行為ではなく、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導し、成長を促していく必要がある。

小鹿野町では、小鹿野町教育行政重点施策の中で「いじめ・不登校の防止」をあげ、いじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見と徹底した対応に全町をあげて取り組んでいる。

本校でも、生徒指導委員会を中心として学校のチーム力を向上させ、組織対応によるいじめの未然防止・早期発見・さらには適切かつ迅速な対処が実行できる体制づくりを進めてきた。一方で、いじめの防止は、学校だけでなく、家庭・地域、関係機関等が一体となって取り組むべき重要な課題である。学校は、家庭・地域、関係機関等との連携を推進し、課題意識を共有するとともに、それぞれが適切に役割を果たしていくように働きかけることで、児童・保護者が安心して暮らせる社会及び集団を築いていく必要がある。

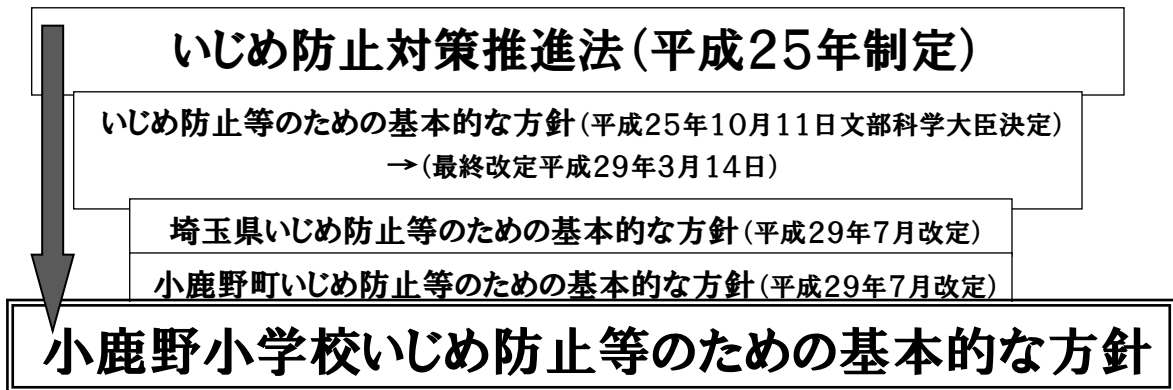
本校で実施されているいじめ防止等に関わる取組をさらに実効的なものとし、児童の尊厳を保持するために、小鹿野町立小鹿野小学校いじめの防止等のための基本的な方針(以下「小鹿野小学校基本方針」という。)を策定した。これは、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、国及び埼玉県、小鹿野町の基本方針を参酌した上で、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 小鹿野小学校基本方針の策定

(いじめの防止対策推進法)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

《法体系》



小鹿野小学校基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境を本校につくることを目指して、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。また、いじめの発生時を含めたいじめ問題に対する対応が、学校組織として体系的かつ計画的に行われるようするための対策の内容を具体的に記載している。その内容は、おたよりやHP、各種の行事などを通じて、保護者・地域に周知と理解を図っていくこととする。さらには、学校評価等を通じて保護者や地域の意見を取り入れながら、これらの取組をPDCAサイクルの中で検証と見直しを行い、常に改善を図ることとする。

この小鹿野小学校基本方針を策定することの主な目的は、次の3つである。

- ① 小鹿野小学校基本方針に基づく対応が徹底することにより、学校がいじめへの対応が個々の教職員の対応ではなく、組織として一貫した対応を実施する。
- ② いじめ発生時の学校の対応をあらかじめ示すことで、児童とその保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑制につながる。
- ③ いじめの被害者を守るだけでなく、加害者への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめの加害者への教育も推進していく。

第2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 基本理念

- ・いじめは、全ての児童に関わる問題である。
- ・いじめ防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずに実施されなければならない。
- ・いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない行為であることを全ての児童に十分に理解させる。
- ・全ての児童が当事者意識を持っていじめの撲滅に取り組めるように指導し、いじめを行わないことはもちろん、万が一いじめを認知した場合にも、傍観者となって問題を放置することがないように指導する。
- ・いじめ防止等の対策は、家庭や地域との協力や教育委員会をはじめとする関係機関との連携の下に実行することで、より効果的に実践することが可能になる。

2 いじめの定義

本校におけるいじめの定義については、いじめ対策推進法第2条の規定に従うものとする。

(いじめの防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの認知やいじめの解消については、文部科学大臣が定める「いじめ防止等のための基本的な方針」や「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」並びに「小鹿野町いじめ防止等のための基本方針」に示された考え方に従うものとする。特に以下の点に留意して対応する。

- ・いじめの認知については、法の定義に従い適切に対応する。その際、けんかやふざけ合いであっても、その背景を注意深く調査し、いじめか否かの判断を行う。
- ・いじめの解消については、上記方針に従い、少なくとも以下の①②の2つの要件が満たされている状態とする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察していく。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめに対しては迅速かつ適切に対処するものとする。

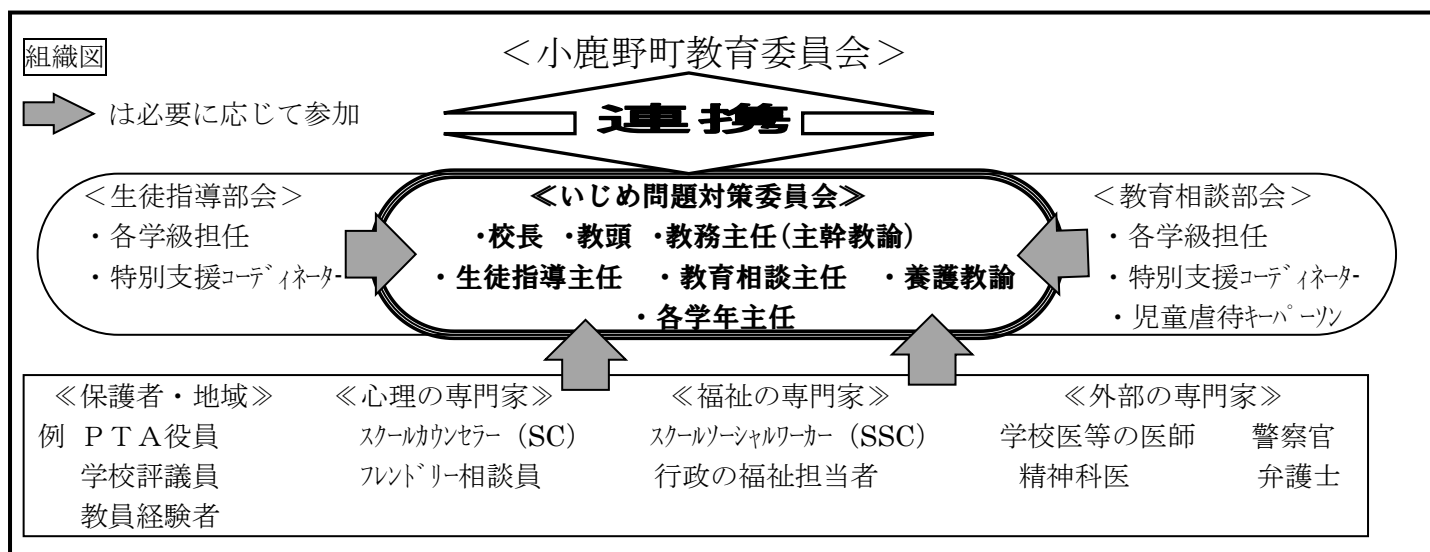
4 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、児童生徒に対して規範意識の涵養、その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、町及び学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するものとする。

第3 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「小鹿野小学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題対策委員会」という。)を設置する。



- ・組織の役割:
 - ア 基本方針の策定や取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - イ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進する役割
 - ウ 教職員のいじめ問題に関わる指導力向上のための研修を主導する役割
 - エ 児童・保護者・地域に対するいじめ問題に関わる情報発信と意識啓発を行う役割
 - オ いじめの相談・通報の窓口となり、情報の収集と記録、共有を行う役割
 - カ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

I. いじめの防止

《いじめの未然防止に向けた具体的な取組》

ア 発達段階に応じた計画的な指導と自主的活動の促進 (全児童対象)

児童の発達段階を考慮しながら、6年間を見通して以下の内容を計画的に指導していく。

- ①いじめは、重大な人権侵害であり、被害者、加害者および周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されない行為であること。
- ②いじめは、刑事罰の対象となり得る行為であり、不法行為に該当し、損害賠償責任が発生することもある社会的にも重大な問題であること。
- ③学級集団での集団生活や学年に応じた話し合い活動、また異年齢集団 (たてわり) での活動等の実践を通して、社会性と人間関係スキルを育成していく。それによって望ましい人間関係作りを促進していく。
- ④児童の心を育てる教育として、道徳教育の充実を図る。また、発達段階に応じて、各学年でいじめ問題を取りあげた題材を取り扱う。その際、「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳がいじめ問題にできること～」を活用する。

指導の重点化を図ったり、効果を高めたりするために、以下のことを実行する。

- ①5月の「人権月間」において、以下の取組を実施する。
 - ・朝会における校長講話
 - ・学級担任等による指導
 - ・道徳の時間での学習
 - ・人権作文や人権標語の取組
 - ・各種のおたよりを通じた家庭や地域に対する啓発
- ②11月を「いじめ撲滅強調月間」において、以下の取組を実施する。
 - ・朝会における校長講話
 - ・学級担任等による指導
 - ・道徳の時間での学習
 - ・学校公開期間を利用した「情報モラル」に関する講座。(保護者にも参加を呼びかける。)

- ・児童会を中心としたいじめに対する「行動宣言」
 - ・各種のおたよりに通じて、家庭や地域に対して、「いじめ撲滅宣言」の周知といじめの問題の啓発
- ③年間計画の中に以下の行事を位置づけ、いじめ等の問題を考え、正しく善悪を判断する力を養う機会とする。
- ・薬物乱用防止教室（7月予定）
 - ・非行防止教室（12月予定）

イ 教師の言動・姿勢

- ・「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導」であることを自覚する。
- ・いじめを未然に防ぎ、いじめが起きた時にも早期に解決が図れるようにするために、職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返ることを大切にする。
- ・いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、次の3点を念頭に置いて日々の指導を行う。
 - ①児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
 - ②「自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得る」という危機意識を持って指導に当たる。
 - ③いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ・教師の不用意な言動によって、直接的または間接的にいじめが許容されたり、いじめの土壌が温存されたりすることがないように、教職員としての言動や指導には細心の注意を払う。

ウ 学級づくり

- ・児童が安心して過ごすために … 共感的理解 居場所づくり 見守り・見届け 規範意識の醸成
- ・意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与えるために…
わかる喜びを味わえる授業づくり 深い児童理解と受容的な態度および長所を伸ばす指導
- ・児童が現在および将来にわたって、社会の中で自己実現を図っていくために…
話し合い活動や言語活動の充実 児童の主体的な活動の促進 自己指導能力の育成
社会性や人間関係スキルの育成 望ましい人間関係作りの促進
- ・児童が自主的にいじめ問題に取り組めるように…
いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論する機会の設定 いじめに対する「行動宣言」の取組

エ 学習指導

- ・「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることは、いじめを予防する重要な方策となる。そのことを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味し、すべての児童が「学ぶ喜び」を味わえるように指導方法を工夫していく。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ・本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。
 - ①外部機関と連携した指導（子供安全見守り講座等）
 - ②学校公開日や授業参観日等を活用した保護者参加の促進、啓発
 - ③学級懇談会に共通資料の提供（情報モラルやネット問題に関わる内容）
 - ④発達段階に応じた情報モラル学習（文科省等が作成した資料の活用、道徳の時間の充実）

カ 保護者同士のネットワークづくり

- ・学校職員（特に学級担任）がコーディネーターとなり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進める。
- ・懇談会等で、いじめ等の問題行動に関する情報交換や対策について、保護者同士が話し合う機会を設定する。
- ・PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

II. 早期発見

いじめの早期発見のために、**校内体制と家庭・地域との連携の確立を目指す。**

《早期発見のための取組み》

- ア 日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 児童の気になる変容やトラブルを察知した場合は、以下の方法で情報の共有や組織対応をとる。
- ①日常的な情報交換の中で、学年および生徒指導部、問題対策委員会等の組織で情報を共有する。
 - ②職員会議後に設定されている生徒指導上の情報交換の際に、全職員で情報を共有する。
 - ③学級担任は、月例トラブル報告に記載を通して、生徒指導部に報告し、問題対策委員会等の組織での見守りや事後対応につなげる。
 - ④家庭と積極的に連絡を取り合って情報共有を図り、共通理解に基づいた見守りや対応につなげる。
- ウ 児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ①各学期1回のいじめアンケート（本校での呼称は「元気アンケート」）を実施する。
 - ②アンケート回収後に、学級担任が個別の教育相談を実施する。

エ 教職員は日頃から以下のことに留意して、いじめの早期発見やいじめ問題への取組を進める。

①アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものである。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

②いじめの被害者を助けるためには、児童の協力は非常に重要な要素である。日頃から教師は児童との信頼関係の構築に努め、児童に対しては傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう指導する。

Ⅲ いじめに対する措置

i. 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て問題対策委員会に報告・相談することとする。

ii. 情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織で対応方針を決定して被害児童を守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

iii. 一方で、被害児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合があるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に指導することもある。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組み、より適切で迅速な指導の実現を目指す。

ア いじめている児童への指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図ることも視野に入れる。

イ いじめられている児童への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方を決してしてはならない。被害児童に寄り添い、共感的態度で親身に話を聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、児童との信頼関係を築いておく。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。（はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。）

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、誰にも起こり得る問題であり、自分の問題として考え、望ましい行動をする力を育てる。また、傍観することは、いじめ行為への加担と同じであることを理解させ、いじめを大人に知らせる勇氣を持たせる。

オ 学級全体への対応

- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・自ら望ましい行動がとれるように指導する。
- ・傍観者になることがないように指導する。
- ・道徳教育の充実を図り、相手の気持ちを考えたり、いじめの問題について考えたりして心を耕す。
- ・特別活動を通して、児童の主體的ないじめ問題に対する活動を促進する。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育て、望ましい人間関係を築けるように指導する。

カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

キ 町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を町教育委員会へ速やかに報告する。

ク いじめの解消

小鹿野小学校基本方針の第2-2いじめの定義に基づいて対応する。ただし、定義に記された3ヶ月という期間は目安であり、個別の事案によって期間の判断は異なることがある。

第4 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に規定された状態を示す。

《いじめ防止対策推進法》

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

「いじめにより」とは、法律中の各号に規定する児童の状況に至る要因が、当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

また、第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず本校の判断により、迅速に調査に着手する。

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は小鹿野町教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク 上記エの調査結果は、小鹿野町教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、小鹿野小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、小鹿野小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間計画

| | 取 組 内 容 |
|-----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止教育（学年・生徒指導部） ・第1回生徒指導委員会 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・人権月間（人権講話・人権作文・人権標語） |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会 ・第1回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） ・Hyper-QUの実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室 ・教育相談 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・町教職員人権教育研修会 ・いじめ防止に向けた校内研修会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業開けの児童観察 ・あいさつ運動の実施 |
| 10月 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間 ・情報モラル教育の実施 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒指導委員会 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会 ・学校評価結果の分析及び公表 ・第3回生徒指導委員会 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回児童対象いじめアンケート調査（生徒指導部） |
| 通年 | <ul style="list-style-type: none"> ・登校指導における児童観察 ・いじめ防止対策委員会は適宜開催 |

* 毎月末に担任による学級のトラブル報告を実施